

文教福祉常任委員会

會議録

令和 7 年 9 月 18 日 (木) 午前 9 時 30 分～
小美玉市役所 3 階 議会委員会室

小 美 玉 市 議 会

文教福祉常任委員会

令和 7 年 9 月 18 日（木）午前 9 時 30 分～

議会委員会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 執行部あいさつ

4. 議 事

- ① 議案第 62 号 小美玉市運動広場条例の一部を改正する条例について
- ② 議案第 63 号 小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- ③ 議案第 64 号 令和 7 年度小美玉市一般会計補正予算(第 3 号)
- ④ 議案第 65 号 令和 7 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- ⑤ 議案第 66 号 令和 7 年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)
- ⑥ 議案第 69 号 令和 7 年度小美玉市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- ⑦ 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- ⑧ 請願第 3 号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

5. その他

- ・ 観察研修について

6. 閉会

出席委員（7名）

2番	宮 内 勇 二 君	4番	内 田 和 彦 君
9番	島 田 清一郎 君（副委員長）	10番	鈴 木 俊 一 君
12番	石 井 旭 君（委員長）	13番	谷 仲 和 雄 君
14番	長 島 幸 男 君（議長）	17番	大 槻 良 明 君

欠席委員（なし）

◇

付託案件説明のため出席した者

市 長	島 田 幸 三 君	教 育 長	羽 鳥 文 雄 君
保健衛生部長	長 谷 川 勝 彦 君	福 祉 部 長	佐 々 木 浩 君
教育部長	植 田 賢 一 君	教育委員会理事	狩 谷 秀 一 君
医療保険課長	石 井 博 君	健康増進課長	小 松 与 士 宏 君
社会福祉課長	長 沼 光 子 君	介護福祉課長	島 田 視 一 君
地域包括支援センター長 こども家庭センター長	酒 井 美 智 子 君	こども課長	櫻 井 正 樹 君
教育企画課長	尾 形 健 君	教育指導課長	吉 田 桂 子 君
スポーツ推進課長	田 山 智 君	生涯学習課長	島 田 広 幸 君
	関 川 克 己 君	文化芸術課長	坂 本 剛 君

◇

議会事務局職員出席者

書 記 井坂 義久

午前 9時30分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） おはようございます。

皆さんお揃いですのでただいまより文教福祉常任委員会を開会致します。

最初に委員長挨拶、石井委員長お願ひ致します。

○委員長（石井 旭君） 改めて、皆さんおはようございます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今月に入り、静岡県牧之原市ですか、竜巻被害が相次いで起こりまして、また、12日には記録的な大雨ということで、三重県四日市市での地下駐車場などの浸水など異常気象が続いております。また、本日は、関東地方が雷雨ということで停電等、前回もありましたので、心配しているところでございます。さて、本委員会に付託されました、議案に対しまして、慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

どうぞ、宜しくお願ひ致します。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございました。

続きまして、執行部挨拶、島田市長お願ひ致します。

○市長（島田幸三君） 改めまして、おはようございます。

今までですかね、気温が35度になるということで、明日からは25度に気温が下がる予定で、20日からは彼岸の入りということで暑さもかなり納まり、涼しくなる時期に入ります。

委員長からもお話がございました通り、午後からは大気がの乱れるということで雷や大雨が予想されます。

そういう中で、本日の文教福祉常任委員会の開催となります。ご審議の程、宜しくお願ひしまして挨拶に代えさせていただきます。本日は宜しくお願ひ致します。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。議事の進行は委員長にお願い致します。

○委員長（石井 旭君） 議事に入る前に、本日、鬼田議員が傍聴致しますので宜しくお願ひ致します。

それでは、ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

それでは、本日の議題は、9月11日に付託されました議案審査付託表のとおりであります。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答方式とし、一人の方が全て終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられまますよう、よろしくお願ひ致します。

また、執行部においても、マスクを外し、明快な答弁をお願い致します。なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合は当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質問をお願い致します。一時保留とした答弁は、執行部において整い次第、再開することと致します。各委員におかれましては、よろしくご協力のほどお願いを致します。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いを致します。

それでは、これから付託議案の審査に入ります。

初めに議案第62号 小美玉市運動広場条例の一部を改正する条例について議題と致します。執行部より説明を求めます。

関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） それでは、議案第62号 小美玉市運動広場条例の一部を改正する条例についてご説明致します。提案理由といたしまして利用者の減少により、堅倉運動広場を廃止したことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。改正内容につきましては新旧対照表でご説明致します。新旧対照表の右側、現行の第2条、施設の名称及び位置につきまして、表の一番上、小美玉市堅倉運動広場を廃止したことに伴い、削除するものでございます。なお、当該施設の土地はこれまで借地となっておりましたので、構造物等を撤去し地権者に返還をしております。説明は以上でございます。ご審議の程宜しくお願ひ致します。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入れます。質疑は挙手によりこれを許します。よろしいですか。
ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入れます。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井　旭君）　ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第62号 小美玉市運動広場条例の一部を改正する条例について採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井　旭君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石井　旭君）　続いて、議案第63号 小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について議題と致します。

執行部より説明を求めます。

関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川　克己君）　それでは、議案第63号 小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

提案理由と致しましては、市内小中学校体育館の一部に空調設備が設置されたことに伴い、学校体育施設利用団体が、空調設備を利用した場合の使用料を定めるため、この案を提出するものでございます。新旧対照表の左側、改正案をご覧下さい。別表(第3条関係)につきまして、改正案の一番下、注3として体育館において空調設備を利用する場合は、教育委員会規則で定める実費相当額を加算する。を追加するものでございます。美野里中学校体育館の長寿命化改修工事が完了し、一般開放の再開にあたり、新たに設置された空調設備を利用する場合、電気・ガス料金の実費相当額を利用者に負担していただくため、改正するものでございます。

今後、学校体育館には、順次、空調設備が設置される計画となっているため、その使用料については規則で定めることとしております。

なお、利用料等につきましては、小美玉市立学校体育施設の開放に関する規則において、美野里中学校体育館の空調設備を利用する場合、全面1時間あたり1,700円とする予定となっております。

説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲 和雄君） はい。宜しくお願ひします。この学校体育館使用料ですね、教育委員会規則で定めるところによりという、この規則の中で、学校体育館使用料の減免ですか、免除を受けている団体についてこの空調設備の使用料もこれに準ずる扱いとなるか確認致します。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） 谷中委員のご質問にお答え致します。体育施設の空調の使用料につきましては、実費相当額のみを負担していただくという趣旨でございますので、減免の対象にはしないということにしております。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） はい。規則の方で、条例の使用料ですね、それで第3条2項の使用料ですね、使用料は教育委員会規則で定めることにより減免することができるとあります。そして規則のほうで、利用団体の登録、五条の3項ですね、ここの1号から3号に、例えば行政区及び子供会、2号が市のスポーツ協会、またはスポーツ少年団に県に登録されている団体、3号、前2号に定めるもののほか、教育長が特に認める団体と、これが使用料の減免ですね13条にありますこここの読み方でいくと、なかなか今の説明が、ちょっと整合性がとれないような気がしますが、その点について規則の方は、先ほどの説明で、使用料に関する文言と入っていますか。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） はい。規則の改正予定の中で、空調使用料に関する減免をするという旨の記載は予定しておりません。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） そうしますと、この条例の一部改正が上がった後に、規則を作るという理解で宜しいかどうか確認します。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） ただいまのご質問ですが、条例の改正と併せて規則の改正の準備のほうを現在進めております。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 私の私見ですが、一部改正案と同時にその規則のところもこういう形になりますっていうところで、示す形というのは、できるのかできないのかどちらでしょうか。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） ただいまのご質問ですが、条例の方では、減免することができるが、何を減免するかというと施設の使用料のみが対象だったということで、確かに施設使用料と空調使用料、区別がないという、ちょっと分かりづらいということもございます。今後規則の改正の準備をしておりますけれども、改正の必要性について再度検討し、必要な場合には速やかに改正をする対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） 今の説明を受けて、この規則に小美玉市立学校体育館施設の管理に関する規則でこれをずっと読み込んでいくとやっぱり減免、免除を受けている団体については、これに準ずるというふうに私もそうとらえますので、市民になかなか、この規則を読んでみて、それを理解していただけるようになるというのは、ちょっとこれ厳しいかと思いますが、そこら辺どのように、お考えですか。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） ただいまのご質問ですが、施設を利用する団体等に関してはこの条例、規則以外に利用案内等について空調使用料に関する項目をお示しすると考えておりますので、確かに議員がおっしゃる通り分かりづらいことがありますので改めて検討させていただければと思っております。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲和雄君） そうしましたら利用される団体の方には、そのところをしっかりと説明できるような形で、まず案内をしていただくところ、これが要望とあと可能であればこの一部改正案とともに、規則のほうでこうなりますっていうのもこういう審議の場で示していただければ分かりやすい議論になるかと思いますので宜しくお願ひ致します。以上です。

○委員長（石井 旭君） ほかに質疑はございませんか。

○委員長（石井 旭君） 島田副委員長。

○副委員長（島田清一郎君） 電気の使用料なんんですけど、エアコンがああいう形で体育館に

あったとすると、使用料を払わない団体でも、ついボタンを押すような事が発生すると思う
んですがその辺は問い合わせをしますか。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） ただいまのご質問ですが、実際、美野里中学校の体育館、現地を見ますと、家庭と同じようなリモコンが付いているということでどなたでも付けようと思えば付けられるということになっております。手続き上は、使用施設の利用段階で、空調を使用するかどうかを報告していただき、あとは実際使用した場合には使用報告を提出していただいた上で使用料を徴収するということで考えております。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 島田副委員長。

○副委員長（島田清一郎君） スポーツをやっている方は、皆紳士ですから守ってくれると思
いますが、どうしても汗をかきだすとスイッチを入れたくなると思いますので、その辺検討
を宜しくお願ひ致します。

○委員長（石井 旭君） 他に質疑はございませんか。よろしいですか。

ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第63号 小美玉市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
た。続いて議案第64号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算第3号を議題と致します。

執行部より説明を求めます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 議案第64号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第3
号）のうち、文教福祉常任委員会所管の歳入歳出につきまして、順次担当部局からご説明さ

せていただきます。なお、補正予算の款項目の関係ですが、読み上げの一部を省略させていただき、説明欄を中心にご説明させて頂ければと考えております。よろしくお願ひ致します。8ページ、上から2段目をご覧ください。はじめに社会福祉課所管の歳入でございます。説明欄 生活保護費国庫負担金でございますが、222万円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、葬祭扶助費に対する負担金になります。

続きましてその下、説明欄 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金でございますが、63万7,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、住居確保給付金に対する負担金になります。続きまして、真ん中の段、説明欄 上から2段目、障がい者総合支援事業費補助金でございますが、5万5,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、障がい者総合支援システム改修業務委託料に対する補助金になります。

続きましてその下、説明欄 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございますが、39万7,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、生活保護システム改修業務委託料と、一時生活支援事業に係る使用料に対する補助金になります。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、その下になります。医療福祉費補助金の説明欄、地域診療情報連携推進費補助金16万5,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、いわゆるマル福などの医療費助成につきまして、オンライン資格確認に必要なシステム改修等に要する費用の一部を国庫補助金で充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして下から2段目になります。説明欄 被災者生活再建支援事業補助金でございますが、100万円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、被災者の生活再建のための補助金になります。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 続きましてまして、こども家庭センター所管になります。その下になります。説明欄、不妊治療費補助金、40万円の計上をお願いするものです。内容でございますが、保険適用外となる先進医療に要する費用が県補助事業となつたことによるものです。

○委員長（石井 旭君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田 視一君） 次に9ページをご覧下さい。上から2段目の介護保険特

別会計繰入金ですが2,421万7,000円の増額補正でございます。

内容としましては、ここに記載はございませんが、令和6年度介護給付費について精算により介護保険特別会計から一般会計への繰入金を1,541万2,459円増額するほか、地域支援事業について63万8,692円、事務費について799万410円、低所得者保険料軽減負担金について17万4,000円をそれぞれ増額しまして合計で2,421万7,000円の増額補正となります。以上です。

○委員長（石井　旭君）　坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本　剛君）　同じく9ページをご覧ください。文化芸術課所管になります。説明の欄中段、基金繰入金ですが、文化施設等維持管理運営等事業基金繰入金193万2,000円の増額は、歳出、小川文化センター施設維持管理費に充てるため防衛補助を財源としている基金からの繰入金となっています。内容につきましては、歳出予算補正計上に伴うものとなっていますので、歳出にてご説明を致します。次に、下の欄の雑入で説明欄　コンサート入場料につきましては、チケット収入として20万円の補正増をお願いするものでございます。なお、内容については、歳出予算補正計上に伴うものとなっていますので、歳出にてご説明いたします。歳入補正の説明は以上となります。

○委員長（石井　旭君）　長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼　光子君）　続きまして、一番下になります。説明欄　自立支援医療給付返還金でございますが、8万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、自立支援医療給付返還金になります。

○委員長（石井　旭君）　石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井　博君）　続きまして、歳出についてご説明致します。

ページが飛びまして、16ページをご覧願います。1目　社会福祉総務費の説明欄6、国民健康保険特別会計繰出金301万1,000円の補正減でございますが、国民健康保険特別会計におきまして、4月の人事異動に伴う人件費の減により、一般会計からの繰出金の減額をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（石井　旭君）　長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼　光子君）　続きましてその下になります。説明欄7　災害支援事業

19　扶助費　被災者生活再建支援金　150万円の補正増をお願いするものでございます。

内容と致しましては、令和5年度自然災害により、住宅に著しい被害を負った世帯の方で、被災者生活再建支援金を支給し、賃貸住宅に住まわれていた方が、その後住宅を建設・購

入へと変更となり、加算支援金の差額支給の申請があつたため追加で支給するものです。

○委員長（石井 旭君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田 視一君） 続きまして、17ページをご覧ください。説明欄2 老人福祉事務費でございますが13万1,000円の増額補正でございます。内容でございますが、令和6年度の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、国への返還金が8万7,250円、県への返還金が4万3,625円、合計で13万1,000円となります。続きまして、その下になります。介護保険特別会計繰出金につきましては、1,231万4,000円の減額補正でございます。内容につきましては、令和7年度の介護サービス経費、介護予防サービス経費、地域支援事業経費、介護保険事務及び地域包括支援センターに要する職員給与費について、今回の介護保険特別会計における補正に伴い、市負担分を一般会計で補正するものでございます。以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして、その下、説明欄1 障害者福祉事務費 12委託料 障害者総合支援システム改修委託料の11万円の補正増をお願いするものでございます。内容と致しましては、令和7年10月から就労支援選択支援サービスが創設されるため、システムの改修を行う必要があるためでございます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） 続きまして、18ページをご覧願います。5目 後期高齢者医療費の説明欄3、後期高齢者健康診査事業2万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、後期高齢者健康診査受診券の発送件数が増加したため、通信運搬費を増額補正するものでございます。続きまして、その下になります。説明欄4、後期高齢者医療制度経費の後期高齢者医療保険特別会計繰出金862万6,000円の補正減でございますが、後期高齢者医療保険特別会計におきまして、4月の人事異動に伴う人件費の減、及び前年度繰越金の増により、一般会計からの繰出金の減額をお願いするものでございます。続きまして、その下になります。6目 医療福祉費の説明欄1、医療福祉事務費につきましては、財源内訳補正として、国庫補助金の地域診療情報連携推進費補助金を12万1,000円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 櫻井こども課長。

○こども課長（櫻井 正樹君） 続きまして、19ページをご覧ください。こども課所管でございます。説明欄7 子育て応援事業でございますが、財源内訳補正となります。内容に

つきましては、議案第64号歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をご覧ください。歳出の増減を伴わない財源内訳補正（その他）になります。内容につきましては、2社から申し出のあった企業版ふるさと応援寄付金、こちらを子育て応援事業の出産祝い金に充てるものでございます。財源のうち、企業版ふるさと納税に対する指定寄付金を600万円増額し、ふるさと応援基金繰入金を同額減額するものでございます。以上です。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子君） 続きまして20ページに移ります。説明欄2 生活保護事務費162万4,000円の補正増を願いするものでございます。内容と致しましては、12委託料で、令和8年4月より被保護者調査の項目が変更となることに伴うシステムの改修業務について、令和7年12月に契約が必要となるためのシステム改修委託料70万4,000円と、13負担金及び賃借料で一時生活支援事業の利用者が当初の見込みより増加しているための使用料6万9,000円、さらに、18負担金補助及び交付金で住居確保給付金事業での申請者が見込みより増加しているため85万1,000円の増額となります。続きましてその下、説明欄1 生活保護扶助事業 葬祭扶助費につきまして、296万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容と致しましては、葬祭扶助支出件数が見込みを上回っているためございます。

○委員長（石井 旭君） 尾形こども家庭センター長。

○こども家庭センター長（尾形 健君） 21ページになります。3目 市民健康管理費、説明欄1 母子保健事業、先ほど歳入で説明致しました県補助金の不妊治療費補助金40万円を増額し、一般財源を同額減額する財源の内訳補正となります。以上です。

○委員長（石井 旭君） 小松健康増進課長。

○健康増進課長（小松 与士宏君） 続きまして、健康増進課所管になります。その下、3番目の段、説明欄1 健康増進施設管理運営費につきまして、887万7,000円の増額補正をお願いするものです。内容ですが、10節 需用費 修繕料につきましては、四季健康館空調設備の故障に伴う修繕料として、133万1,000円の増額、並びに、四季健康館浄化槽の故障している定量ポンプの交換修繕料として18万5,000円の増額、合わせて151万6,000円の増額をお願いするものです。12節 委託料につきましては、植木剪定等委託料として、四季健康館の倒木の危険性がある枯れ木の伐採作業委託に26万4,000円の増額、実施設計等委託料として、625万9,000円を計上しておりますが、この予算は、14節 工事請負費において、1,000万円の減額補正をお願いしております、四季健康館駐車場拡張整備工事の対象箇所を

現地調査したところ、園内照明の埋設ケーブルや雨水管等埋設物が確認され、拡張工事に伴い埋設物移設や排水計画の精査が必要となり、工事に先立ち、測量並びに設計を実施する必要が生じたため、工事請負費を委託料へ移し、測量設計を実施するため増額をお願いするものです。13節 使用料及び賃借料につきましては、玉里保健福祉センター設置のA E Dのリース借上料3万6,000円の増額をお願いするものです。14節 工事請負費ですが、玉里保健福祉センター防水工事につきましては、玉里保健福祉センター屋上の雨漏り修繕に係る防水工事として、311万3,000円の増額、四季健康館空調設備更新工事につきましては、資材等高騰による工事価格上昇に係る予算不足分103万9,000円の増額、四季の広場遊具設置工事につきましては、現地測量設計の結果、造成可能な平面部が狭く、当初計画の遊具3基を設置した場合、安全領域の関係上、中心部に有効活用出来ないスペースが生じることから、造成平面部を最大限有効活用出来る遊具を設置するため、当初の単体遊具3基設置の計画から、インクルーシブ複合遊具1基の設置に変更すること及び造成部へ張芝を追加すること等の工事内容の見直しにより、予算不足となる665万円の増額、四季健康館駐車場拡張工事につきましては、委託料において実施設計等委託料の増額補正をお願いしましたとおり、埋設物移設や排水計画を精査するため、測量並びに設計作業を工事に先立ち実施する必要が生じたため、工事請負費1,000万円の減額補正をお願いするものです。健康増進課所管の補正是以上となります。

○委員長（石井 旭君） 吉田教育指導課長。

○教育指導課長（吉田 桂子君） 続きまして、31ページをご覧ください。教育指導課所管になります。ページの下段、2項小学校費、説明欄3 保健衛生管理費につきまして、13万円の補正増をお願いするものでございます。理由でございますが、小学校口腔衛生推進事業を実施するため、歯科衛生士謝金及び消耗品費を増額するものです。この事業は本市では令和5年度から竹原小学校の同一児童を対象にフッ化物洗口を行うことで実施しております、今年度も実施するため、必要経費を計上しております。なお、この事業に対しまして国補助金の交付を申請する予定でございますが、これに伴う補正は交付決定後にお諮りさせていただきます。以上です。

○委員長（石井 旭君） 田山教育企画課長。

○教育企画課長（田山 智君） はい。続きまして教育企画課所管となります。32ページとなります。説明欄2 中学校施設管理費578万5,000円の増額補正をお願いするものです。14節工事請負費、校舎改修工事として578万5,000円の増額、内訳として4つあり、すべて

美野里中学校となります。1つ目、通路ドア改修工事として、62万3,040円、校舎1階1年生が出入りする通路の扉で不具合が生じ、修繕が難しい状況にあるため、アルミ両開き丁番ドア交換工事を実施するものです。2つ目、美術室エアコン修繕工事88万円、昨年度より美術室の空調設備は、運転中に不具合が複数回発生している状況にあるため、修繕工事を実施するものです。3つ目、防火設備修繕工事382万9,980円、防火設備定期点検において、防火シャッター6カ所に危険防止装置がついておらず、また、防火扉2カ所にくぐり戸が未設置の状況にあるため、指摘を受けているところを解消するため、修繕工事を実施するものです。4つ目、防火設備の修繕工事45万1,880円につきましては、防火扉の枠2カ所に歪みがあり、擦り直し作業、また、連動制御器予備電池容量不足によるバッテリー交換1カ所について、要是正の指摘を受けているため、是正のための修繕工事を実施するものです。次に、32ページ下段から33ページとなります。説明欄3 幼稚園施設管理費6万8,000円の増額補正をお願いするものです。10節需用費、施設の修繕として6万8,000円の増額、防火設備である防火扉の連動制御器の予備電池の劣化に伴うバッテリー交換を行う施設の修繕費用となります。教育企画課の説明は以上です。

○委員長（石井 旭君） 島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田 広幸君） 33ページをお願いします。続きまして、生涯学習課所管についてご説明させていただきます。説明欄2 美野里地区公民館等施設維持管理費につきましては、工事請負費108万8,000円の増額補正をお願いするものです。内容と致しましては、農村環境改善センター多目的ホールの照明器具8台の交換に伴う高天井照明交換工事になります。次に、説明欄3 小川図書館・資料館施設維持管理費 につきましては、需用費5万3,000円の増額補正をお願いするものです。内容と致しましては、移動図書館車の書架扉のダンパー及びゴムパッキンの損傷による修繕料になります。次に、説明欄5 文化財調査・管理経費 につきましては、4万1,000円の増額補正をお願いするものです。内容と致しましては、旅費・普通旅費、3万3,000円は、9月27日・28日に、山形県新庄市にて開催されます『新庄開府400年記念戸沢サミット』に参加するための旅費2名分になります。また、34ページ1番上になります、需用費・燃料費8,000円は、公用車の燃料費になります。説明欄2 やすらぎの里施設維持管理費 につきましては、需用費44万3,000円の増額補正をお願いするものです。内容と致しましては、樹木粉碎機のナイフベルトの修繕、火災警報器交換による消防設備修繕、書画棟の漆喰壁の塗り替えなどの修繕料になります。

以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 坂本文化芸術課長。

○文化芸術課長（坂本 剛君） 同じく34ページをご覧ください。文化芸術課所管になります。説明欄の下段、2事業 芸術文化振興事務費ですが、歳入でご説明致しましたコンサート入场料を充当し、財源内訳補正として、一般財源20万円を減額し、その他財源で同額の増額をお願いするものでございます。次に説明欄3事業 小川文化センター施設維持管理費で193万2,000円を増額するものでございます。内訳ですが需用費の修繕料として、備品の修繕で大ホールピンススポットライト照明設備の劣化に伴う修繕で56万1,000円、施設の修繕で137万1,000円を増額するもので、歳入でご説明しました防衛補助を財源としている基金を充当し計上するものです。次に、説明欄4事業 四季文化館施設維持管理費で384万8,000円を増額するものでございます。内訳ですが需用費の修繕料として、雨漏りに伴う修繕および施設の修繕に伴うものとして227万1,000円、委託料の植栽維持管理費で31万3,000円、工事請負費で空調施設および受水槽に関する修繕工事で126万4,000円を増額し計上するものです。以上、議案第64号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）のうち文教福祉常任委員会所管に関する説明を終えさせていただきます。ご審議につきまして、宜しくお願い致します。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

○委員長（石井 旭君） 宮内委員。

○2番（宮内 勇二君） お疲れ様です。私の方から1点。20ページの葬祭扶助費、件数見込みの増加ということで説明ありましたが、当初見込み数や実際どれくらいを考えているか具体的な件数を教えていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（石井 旭君） 長沼社会福祉課長。

○社会福祉課長（長沼 光子 君） 宮内委員のご質問にお答え致します。葬祭扶助費について当初の予算では年間12件での見込みを算出致しましたが、令和7年7月時点で9件となっております。令和7年度としては、計27件を見込み、支払い済の9件を除いた18件について計上致しました。以上です。

○委員長（石井 旭君） 宮内委員。

○2番（宮内 勇二君） はい。ありがとうございました。

○委員長（石井 旭君） 他にございませんか。谷中委員。

○13番（谷仲 和雄君）　はい。34ページのですね、やすらぎの里運営費の中の維持管理費の修繕料の内訳をただいまご説明いただきました。それで火災報知器ですとか、本当に必要なところの修繕っていうところです。今年の夏場ちょっと空調が調子悪いというようなケースがあったかと思うんですが、やすらぎの里は、空調設備等の修繕というのはこれまで、おおよそで、何回かされていますか。

○委員長（石井 旭君）　島田生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田 広幸君）　谷仲委員のご質問にお答え致します。ご指摘いただいたようにやすらぎの里では、空調設備、クーラーの不具合等に対して、適宜対応させていただいてございます。しかしご案内の通り30年経過してございますので、不具合が多々生じている話をご利用者様からお聞きしていますので、適宜対応させていただければと考えてございます。以上です。

○委員長（石井 旭君）　谷中委員。

○13番（谷仲 和雄君）　以上です。

○委員長（石井 旭君）　他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君）　ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君）　ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入れます。

議案第64号　令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）について採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君）　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石井 旭君）　続いて、議案第65号　令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題と致します。執行部より説明を求めます。

○委員長（石井 旭君）　石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第65号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。1ページをご覧願います。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,234万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,228万7,000円とするものでございます。まず、歳入についてご説明致します。ページが飛びまして、6ページをご覧願います。一番上になります。説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金38万5,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から開始となるに当たりまして、現在稼働している国民健康保険システムの改修に要する費用を国庫補助金で充当するものでございます。その下になります。説明欄、職員給与費等繰入金301万1,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の減によるものでございます。その下になります。説明欄、前年度繰越金2,972万3,000円の補正減でございますが、前年度の実質収支額の確定に伴い、減額をお願いするものでございます。続きまして、歳出についてご説明致します。7ページをご覧願います。一番上になります。一般管理費の説明欄1、一般管理事務に要する職員給与費53万円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の増によるものでございます。その下になります。説明欄2の一般管理事務費5万5,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、国民健康保険中央会からのオンライン資格確認等運営負担金額の確定に伴い、増額補正するものでございます。その下になります。賦課徴収費の説明欄1、賦課徴収事務に要する職員給与費701万円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の減によるものでございます。続きまして、8ページをご覧願います。2段目になります。国民健康保険事業費納付金の医療給付費分、説明欄1の一般被保険者医療給付費分2,085万5,000円の補正減、その下になります。後期高齢者支援金等分の説明欄1、一般被保険者後期高齢者支援金等分299万9,000円の補正減、その下になります。説明欄1の介護納付金分590万9,000円の補正減の以上3件でございますが、県への国民健康保険事業費納付金の確定が、当初予算成立後となりましたため、確定額に合わせ、それぞれ補正減をお願いするものでございます。続きまして、9ページをご覧願います。2段目になります。特定健康診査等事業費の説明欄1、特定健康診査等事業費に要する職員給与費346万9,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の増によるものでございます。その下になります。償還金及び還付加算金の説明欄1、保険給付費等交付金償還金37万円の補正増でございますが、前年度に概算で交付を受けて

いた特別交付金等について、事業実績との差額分の返還額の増額をお願いするものでございます。以上で、議案第65号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。よろしいですか。ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入ります。

議案第65号 令和7年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石井 旭君） 続いて、議案第66号令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題と致します。執行部より説明を求めます。

○委員長（石井 旭君） 石井医療保険課長。

○医療保険課長（石井 博君） それでは、議案第66号 令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。1ページをご覧願います。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ528万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,365万7,000円とするものでございます。まず、歳入についてご説明致します。ページが飛びまして、6ページをご覧願います。一番上になります。説明欄、事務費繰入金862万6,000円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の減、及び前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増によるものでございます。その下になります。説明欄、前年度繰越金

316万6,000円の補正増でございますが、前年度の実質収支額の確定に伴い、増額をお願いするものでございます。その下になります。説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金17万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出の中でご説明致します。続きまして、歳出についてご説明致します。7ページをご覧願います。一番上になります。一般管理費の説明欄1、一般管理事務に要する職員給与費546万円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の減によるものでございます。その下になります。徴収費の説明欄1、徴税一般事務費17万6,000円の補正増をお願いするものでございます。内容でございますが、子ども・子育て支援金制度が令和8年度からの開始となるに当たりまして、現在稼働している後期高齢者医療システムに必要な改修を行うため、国庫補助金の充当により増額補正するものでございます。以上で、議案第66号、令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（石井 旭君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。よろしいですか。ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入れます。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入れます。

議案第66号 令和7年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（石井 旭君） 続いて、議案第69号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予

算（第1号）を議題と致します。執行部より説明を求めます。

○委員長（石井 旭君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田 視一君） 議案第69号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。1ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,435万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億2,222万3,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,001万8,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入についてご説明致します。一番上の段になります。現年度分、介護給付費負担金につきまして、51万5,000円の増額でございます。内容は令和7年度歳出予算において、介護サービス経費及び介護予防サービス経費について、今回増額補正を行うため、それに伴い国庫負担金を補正するものでございます。その下になります。同じく介護給付費負担金の過年度分につきましては、5,781万2,000円の増額でございます。こちらは令和6年度の介護給付費の国庫負担金について、精算により補正するものでございます。次に、その下の枠になります。総合事業調整交付金、1万3,000円の増額と、その下の地域支援事業交付金総合事業分、5万円の増額と、さらにその下の地域支援事業交付金総合事業以外部分、931万1,000円の減額につきましては、いずれも、職員給与費等人事費の年度末見込額の増減に伴い、国庫補助金を補正するものでございます。次に、その下の枠になります。現年度分の介護給付費交付金につきまして、69万6,000円の増額でございます。内容は、介護サービス経費及び介護予防サービス経費における増額補正に伴い、支払基金交付金を補正するものでございます。その下になります。同じく介護給付費交付金の過年度分でございますが、令和6年度分の介護給付費の支払基金交付金について、精算により180万8,000円を増額するものでございます。その下の地域支援事業支援交付金、6万8,000円の増額につきましては職員給与費等人事費の年度末見込額の増額に伴う補正でございます。次に、その下の枠になります。現年度分、介護給付費負担金は32万2,000円の増額でございます。内容は、介護サービス経費及び介護予防サービス経費における増額補正に伴い、県負担金を補正するものでございます。その下になります。同じく介護給付費負担金の過年度分につきましては、令和6年度の介護給付費の県負担金について、精算により5,320万4,000円を増額するものでございます。続きまして、その下の枠になります。地域支援事業交付金総合事業分、3万2,000円の増額と、その下の地域支援事業交付金総合事業以外分、468万7,000円の減額につきましては、いずれも職員給与費等

件費の年度末見込額の増減に伴い県補助金を補正するものでございます。続きまして、7ページをご覧ください。一番上になります。介護給付費繰入金は、32万2,000円の増額でございます。こちらは、介護サービス経費及び介護予防サービス経費における増額補正に伴い、市負担分として一般会計繰入金を補正するものでございます。その下の地域支援事業繰入金総合事業分、3万2,000円の増額と、その下の地域支援事業繰入金総合事業以外分、468万7,000円の減額につきましては、いずれも、職員給与費等人事費の年度末見込額の増減に伴う補正でございます。その下の、同じく地域支援事業繰入金総合事業以外分の過年度分は、24万3,000円の増額でございます。こちらは令和6年度の介護給付費の市負担分について、精算により補正するものでございます。その下になります。事務費繰入金につきましては、822万4,000円の減額でございます。内容は、職員給与費等人事費の年度末見込額の減額に伴う補正でございます。続きまして、その下の枠になります。介護給付費準備基金繰入金につきましては、522万3,000円の減額でございます。こちらは、介護保険特別会計における今回の9月補正時点での歳入歳出間の調整を行うものでございます。最後に一番下になります。前年度繰越金でございますが、令和6年度介護保険特別会計の繰越金として1億3,141万1,000円を増額するものでございます。歳入につきましては、以上になります。続きまして、歳出についてご説明致します。なお、職員給与費等の人事費に係る部分につきましては、説明を省略させていただきます。8ページをご覧ください。一番下になります。介護サービス経費につきまして、227万3,000円の増額でございます。内容としましては、居宅介護福祉用具購入費負担金として106万5,000円、居宅介護住宅改修費負担金として120万8,000円、合計で227万3,000円となります。いずれも、7月時点での実績と年度末の見込額により補正するものでございます。続きまして、9ページをご覧ください。一番上の段になります。介護予防サービス経費でございますが、こちらにつきましても7月時点での実績と年度末見込み額により、前年度と比べまして、介護予防福祉用具購入費負担金を、30万5,000円増額するものでございます。続きまして、10ページをご覧ください。一番下になります。4 包括的支援事業運営費、社会保障充実分でございますが、75,000円、新規での計上になります。内容としましては、本市の在宅医療・介護連携の在り方について、事業関係者からご意見をいただくための場として推進会議の開催を予定しており、出席者に対する謝金15名分を計上しております。続きまして、11ページをご覧ください。一番上の段になります。介護給付費準備基金積立金ですが、2億524万6,000円の増額でございます。こちらは、介護保険特別会計における9月補正時点での歳入歳出間の調整を行うものでございます。次に、下の

段になります。償還金支払事業につきましては、1,462万8,000円の増額補正でございます。内容は、令和6年度の国及び県からの補助金等の精算により、返納金を補正するものでございます。ここに記載はございませんが、内訳としましては、災害臨時特例補助金、地域支援事業交付金、地域支援事業支援交付金の合計となっております。最後になりますが、一番下の他会計繰出金につきましては、2,421万7,000円を一般会計に戻すものでございます。こちらも記載はございませんが、内訳としまして、介護給付費、地域支援総合事業費、事務費繰入金、低所得者保険料軽減負担金の合計となっております。介護保険特別会計のうち、事業勘定についての説明は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井 美智子君） 続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明致します。21ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、繰越金70万5,000円の増額で、令和6年度決算繰越金確定に伴う増額補正でございます。次に22ページ、歳出補正の内容でございます。説明欄1 介護予防支援事業費でございますが、介護予防プラン作成委託料に同額70万5,000円補正増をお願いするものでございます。議案第69号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。ご審議のほど宜しくお願い致します。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木 俊一君） はい。12, 13ページあたりのところで、3名ぐらい職員が減少していますが、どういう意図があったのでしょうか。

○委員長（石井 旭君） 島田介護福祉課長。

○介護福祉課長（島田 視一君） 職員の人数関係につきましては、人事課の方で所管していますので、こちらでは、わかりかねます。

○委員長（石井 旭君） 鈴木委員。

○10番（鈴木 俊一君） 分かりました。説明は大丈夫です。

○委員長（石井 旭君） 他に質疑はございませんか。谷中委員。

○13番（谷仲 和雄君） はい。私の方から10ページのですね、先ほど説明ございました小美玉市在宅医療・介護連携推進会議の件でございます。この会議ですね、会議の詳細と、どのような方々が委員となっているか、その点、詳細をお聞かせいただければと思います。

○委員長（石井 旭君） 酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井 美智子君） 谷仲委員のご質問にお答え致します。小美

玉市在宅医療・介護連携推進会議は、小美玉市の在宅医療に関して、様々な職種の方からご意見をいただくための場として設置するものでございます。医師会や病院、介護事業所、保健所などからご出席いただき、小美玉市の在宅医療や介護についてどのような方向に進めていくことが必要なかといったご意見をいただく予定でございます。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲 和雄君） ありがとうございます。そうしますと開催の回数はどのようになってますでしょうか。

○委員長（石井 旭君） 酒井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（酒井 美智子君） 今年度初めての会議で、年度内は1回開催予定でございます。以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲 和雄君） ぜひ宜しくお願い致します。以上です。

○委員長（石井 旭君） 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。

これより採決に入れます。

議案第69号 令和7年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました執行部から提案されました議案の審査については終了いたしました。執行部から、その他ございませんか。

○委員長（石井 旭君） 関川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（関川 克己君） この場をお借りしまして、希望ヶ丘公園敷地内における

る電線盜難についてご報告させていただきます。9月16日火曜日に、議員の皆様には取り急ぎメールで報告をさせていただいております。先週の土曜日、3連休の初日になりますが、早朝公園内を散歩している方から、石岡警察署の方に、マンホールが開いているという通報があり、被害があることが確認されております。その後、職員が現地確認を行い、開けられているマンホールの安全対策などを実施しております。希望ヶ丘公園被害状況平面図をご覧下さい。団地側出入口になりますが、こちらの車止めをされている1カ所が外され、そこから車両が進入したと思われます。赤文字の開けられているマンホール①から④の4カ所のマンホールが開けられ、その区間の地下ケーブルが切断され相談をされておりました。また、上側のマンホール⑤⑥ですが、こちらは開けようとした痕跡が現地で確認されております。これらの被害により、多目的広場、黄色の丸ですが、照明塔8基が設置されておりますが、B面の多目的広場左側の2基が点灯せず、西側テニスコートの全棟が点灯できず使用できない状況となっております。次に、写真をご覧ください。こちらの方、開けられたマンホールになります。切られている部分の写真は写っておりませんが各状況となります。次のページをお願い致します。土の部分を掘り返し開けようとした痕跡がありましたら、実際開けられていないと思われます。一番下の写真が、車止めが設置されていますが、こちらが外されているという状況でございました。現在被害に遭った電線等の種類や被害額について調査を行っており、まとまり次第、石岡警察署に被害届を提出致します。なお、他の施設、玉里運動公園や小川運動公園に被害は確認できておりません。また、今回の件につきましては、後日9月22日の月曜日、全員協議会においても、改めて報告をさせていただきます。説明は以上でございます。

○委員長（石井 旭君） 他にございますか。ないですか。この後は議会案件となりますので、執行部におかれましては散会したいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（石井 旭君） では、ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（石井 旭君） ここで、暫時休憩と致します。10時50分まで休憩と致します。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（石井 旭君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。つづいて、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について議題といたします。この請願の内容は、請願書に記載の請願趣旨、請願事項について、衆・参議長、内閣総理大臣ほか関係大臣へ意見書の提出を求めるものです。参考に提出者からの参考資料もお配りしています。委員の皆様から請願についてご意見を頂きたいと思います。宜しくお願ひ致します。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論を終結致します。これより、採決に入ります。請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について採決致します。お諮り致します。本案は、原案を採択すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○委員長（石井 旭君） ありがとうございます。全会一致と認め、本案は採択すべきものと決しました。それでは、ここで、暫時休憩とし、当委員会として議長に意見書案を提出いたしたくお手元に配布させていただきます。

====暫時休憩====（事務局で意見書案配布）

○委員長（石井 旭君） 配布致しました意見書案に対し、ご意見等がありましたら挙手によりお願ひします。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、この際、お諮り致します。本件につきまして、お手元の案文のとおり、当委員会として、議長に意見書案を提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、提出することに決しました。続いて、請願第3号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願について議題と致します。この請願の内容は、請願書に記載の請願趣旨、請願事項について衆・参議長、内閣総理大臣ほか関係大臣へ意見書の提出を求めるものです。参考に提出者からの参考資料もお配りしています。委員の皆様から請願についてご意見を頂きたいと思います。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲 和雄君） ひきこもりにつきましては、重層的な支援が必要と思われます。

社会福祉法106条の4を根拠に、介護保険法、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法、各法律に基づく事業を一体のものとして実施する重層的支援体制整備事業がありますが、その中に、ひきこもり支援に関する法律はありません。これに対し、厚生労働省より、重層的支援体制整備事業とひきこもり支援との連携についての通知が令和3年3月29日に発出されておりますが、これは、法的根拠のない技術的助言にとどまると考えられることから、ひきこもり支援に対しても法的根拠を持たせるための法律は必要と判断できます。以上、私の見解です。

○委員長（石井 旭君） 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員長（石井 旭君） 谷仲委員。

○13番（谷仲 和雄君） 賛成の立場から討論致します。本請願は、ひきこもり状態にある全ての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化するため、ひきこもり基本法の制定を求めるものであります。ひきこもりについては、社会福祉法106条の4を根拠として、介護保険法、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法、各法律に基づく事業を一体のものとして実施する重層的支援体制整備事業における世代や属性を問わない包括的な相談支援が必要とされる、複合・複雑化する相談ケースに該当するものと思われます。これに対し、厚生労働省より重層的支援体制整備事業とひきこもり支援との連携についての通知が、令和3年3月29日に発出されておりますが、これは、法的根拠のない技術的助言にとどまると考えられることから、ひきこもりに対しても、法的根拠を持たせるために基本法の制定は必要と考えられますので本請願に賛成すべきであります。委員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○委員長（石井 旭君） 他にございませんか。ないようですので、討論を終結致します。

これより、採決に入ります。請願第3号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願について採決致します。お諮り致します。本案は、原案を採択すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○委員長（石井 旭君） ありがとうございます。全会一致と認め、本案は採択すべきものと決しました。それでは、ここで、暫時休憩とし、当委員会として議長に意見書案を提出いたしたくお手元に配布させていただきます。

====暫時休憩====（事務局で意見書案配布）

○委員長（石井 旭君） 配布致しました意見書案に対し、ご意見等がありましたら挙手によりお願いします。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ないようですので、この際、お諮り致します。本件につきまして、お手元の案文のとおり、当委員会として、議長に意見書案を提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（石井 旭君） ご異議なしと認め、提出することに決しました。つづいて、その他になりますが、管外行政視察研修についての案内をご覧ください。10月15日（水）～16日（木）の2日間で行います。15日に福岡県嘉麻市でかましちゃん健康ポイント事業についてと翌日16日は、福岡県宗像市で、年中健診についての研修を予定としています。なお、個人負担金2万円は当日集金させていただきます。日程については、配布資料をご覧ください。1ページ目から視察目的・視察内容・連絡先・名簿・行程等が記載してありますのでご覧ください。当日は、9時に茨城空港正面玄関前に集合となりますが、この予定で進めたいと思いますが、宜しいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ声あり]

ありがとうございます。配布した資料は、当日も持参願います。以上本日の審議及び協議は全て終了しました。このあとは、全員協議会で周知したとおり、学校給食センターにおいて中学校献立メニューの試食を実施します。12時開始予定ですが、公用車にて乗り合わせ希望者は。11時40分を目安に正面玄関前にお集まり下さい。

それでは、副委員長にお願い致します。



◎閉会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

午前10時58分 閉会